

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における給料月額 - 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額
(以下「旧給料月額」という。)

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

(期間の通算)

第2条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第5条第7項ただし書若しくは県立学校給与条例第6条第7項ただし書の規定又は熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成13年熊本県条例第64号)附則第3項若しくは第4項若しくは熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成13年熊本県条例第66号)附則第3項若しくは第4項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

- 1 この規則は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成14年熊本県人事委員会規則第52号)は、廃止する。

熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年11月28日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第31号

熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則の一部を改正する規則

第1条 熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1精神保健福祉センターの項の次に次のように加える。

中央家畜保健衛生所	死亡牛の牛海綿状脳症の検査業務に常時従事する職員	2
-----------	--------------------------	---

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

ア 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1級	5,100円
2級	6,500円
3級	8,500円。ただし、1号給8,298円
4級	9,800円
5級	10,200円
6級	10,800円
7級	11,300円
8級	11,900円
9級	12,900円
10級	13,600円
11級	15,400円

イ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1級	8,200円。ただし、2号給7,051円、3号給7,348円、4号給7,668円、5号給7,983円
2級	9,000円。ただし、2号給7,744円、3号給8,068円、4号給8,478円、5号給8,923円
3級	9,800円。ただし、2号給8,932円、3号給9,297円、4号給9,661円
4級	10,600円。ただし、1号給10,395円
5級	11,200円
6級	11,900円
7級	12,300円
8級	12,800円
9級	13,200円
10級	14,000円

ウ 医療職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,100円。ただし、2号給10,615円、3号給11,061円
2 級	13,800円。ただし、1号給13,311円
3 級	15,400円
4 級	16,600円

エ 医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円。ただし、2号給7,947円
3 級	9,600円。ただし、1号給9,243円、2号給9,562円
4 級	10,200円
5 級	11,200円
6 級	12,000円
7 級	13,000円

オ 医療職給料表(3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給6,840円、3号給7,092円、4号給7,353円、5号給7,632円、6号給8,001円
2 級	9,900円。ただし、2号給8,050円、3号給8,428円、4号給8,847円、5号給9,103円、6号給9,369円、7号給9,634円
3 級	10,300円。ただし、1号給9,940円、2号給10,251円
4 級	10,600円
5 級	11,000円
6 級	12,400円

カ 教育職給料表（1）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,400円。ただし、2号給7,236円、3号給7,591円、4号給8,046円、5号給8,532円、6号給8,878円、7号給9,207円
2 級	11,100円。ただし、2号給9,126円、3号給9,522円、4号給9,922円、5号給10,350円、6号給10,773円
3 級	12,600円。ただし、1号給11,371円、2号給11,952円、3号給12,523円
4 級	13,500円。ただし、1号給12,852円
5 級	16,200円

キ 教育職給料表（2）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,300円。ただし、2号給6,633円、3号給6,912円、4号給7,236円、5号給7,591円、6号給7,996円、7号給8,446円、8号給8,743円、9号給9,045円
2 級	11,700円。ただし、2号給8,599円、3号給8,910円、4号給9,225円、5号給9,558円、6号給9,913円、7号給10,408円、8号給10,926円、9号給11,448円
3 級	12,700円（熊本県立学校職員の給与に関する条例別表の備考に定める職員にあっては、13,000円）
4 級	14,100円

ク 教育職給料表（3）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2号給6,633円、3号給6,912円、4号給7,236円、5号給7,591円、6号給7,996円
2 級	11,600円。ただし、2号給7,330円、3号給7,704円、4号給8,109円、5号給8,599円、6号給8,910円、7号給9,225円、8号給9,558円、9号給9,913円、10号給10,408円、11号給10,926円、12号給11,448円
3 級	12,300円（熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例別表の備考に定める職員にあっては、12,500円） ただし、1号給12,150円（同表の備考に定める職員にあっては、12,500円）
4 級	13,700円

第 2 条 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を次のように改正する。
別表第 1 中央家畜保健衛生所の項中「2」を「3」に改める。

附 則

この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 15 年 11 月 28 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 32 号

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の初任給調整手当に関する規則（昭和 36 年熊本県人事委員会規則第 20 号）
の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員
	円	円		円	円
1年未満	269,300	50,200	18年以上19年未満	257,300	28,800
1年以上2年未満	269,300	50,200	19年以上20年未満	253,300	27,400
2年以上3年未満	269,300	50,200	20年以上21年未満	249,300	26,000
3年以上4年未満	269,300	50,200	21年以上22年未満	239,300	25,400
4年以上5年未満	269,300	50,200	22年以上23年未満	229,200	24,800
5年以上6年未満	269,300	50,200	23年以上24年未満	219,400	23,900
6年以上7年未満	269,300	48,400	24年以上25年未満	209,400	23,200
7年以上8年未満	269,300	46,600	25年以上26年未満	199,400	22,600
8年以上9年未満	269,300	44,800	26年以上27年未満	185,700	22,000
9年以上10年未満	269,300	43,000	27年以上28年未満	172,200	21,400
10年以上11年未満	269,300	41,200	28年以上29年未満	158,700	20,700
11年以上12年未満	269,300	39,400	29年以上30年未満	145,000	20,400
12年以上13年未満	269,300	37,600	30年以上31年未満	130,000	20,000
13年以上14年未満	269,300	35,800	31年以上32年未満	115,000	19,300
14年以上15年未満	269,300	34,400	32年以上33年未満	100,200	18,500
15年以上16年未満	269,300	33,000	33年以上34年未満	75,400	17,600
16年以上17年未満	265,300	31,600	34年以上35年未満	52,500	16,900
17年以上18年未満	261,300	30,200			

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。